

周防大島町告示第50号

平成23年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成23年6月3日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成23年6月10日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君

杉山 藤雄君

新山 玄雄君

平野 和生君

魚原 満晴君

今元 直寛君

広田 清晴君

安本 貞敏君

尾元 武君

中村 美子君

中本 博明君

魚谷 洋一君

平川 敏郎君

松井 岑雄君

久保 雅己君

布村 和男君

小田 貞利君

荒川 政義君

6月15日に応招した議員

6月16日に応招した議員

応招しなかった議員

神岡 光人君

平成23年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成23年6月10日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成23年6月10日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成22年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度周防大島町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第10 議案第2号 平成23年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第3号 平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第4号 平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第5号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第6号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第7号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第16 議案第8号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第17 議案第9号 周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第18 議案第10号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第19 議案第11号 周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第20 議案第12号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第13号 周防大島町立病院及び出張診療所条例の一部改正について
- 日程第22 議案第14号 町道路線の変更について(大道第3支線)
- 日程第23 議案第15号 町道路線の変更について(上浜線)

- 日程第24 議案第16号 周防大島町立日良居保育所の指定管理者の指定について
日程第25 議案第17号 動産の買入れについて（平成22年度図書館情報総合システム）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告並びに議案説明
日程第5 報告第1号 平成22年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（変更契約・法第180条関係）
日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第9 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第1号））
日程第10 議案第2号 平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第3号 平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第4号 平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第5号 周防大島町税条例の一部改正について
日程第14 議案第6号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第15 議案第7号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について
日程第16 議案第8号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
日程第17 議案第9号 周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
日程第18 議案第10号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
日程第19 議案第11号 周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
日程第20 議案第12号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第21 議案第13号 周防大島町立病院及び出張診療所条例の一部改正について
日程第22 議案第14号 町道路線の変更について（大道第3支線）
日程第23 議案第15号 町道路線の変更について（上浜線）
日程第24 議案第16号 周防大島町立日良居保育所の指定管理者の指定について
日程第25 議案第17号 動産の買入れについて（平成22年度図書館情報総合システム）

出席議員（18名）

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
4番 新山 玄雄君	5番 平野 和生君
6番 魚原 満晴君	7番 今元 直寛君
8番 広田 清晴君	9番 安本 貞敏君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員（1名）

3番 神岡 光人君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 村田 雅典君	議事課長 中尾 豊樹君
書記 中村 和江君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	相川 實君
副町長	岡村 春雄君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	石原 得博君		
総務部長	星出 明君	産業建設部長	嶋元 則昭君
健康福祉部長	西村 利雄君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	西本 芳隆君	大島総合支所長	北杉 憲昌君
東和総合支所長	木村 順一君	橘総合支所長	東原 平典君
会計管理者兼会計課長			岡本 洋治君
教育次長	中野 守雄君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	奈良元正昭君	財政課長	中村 満男君

政策企画課長 松本 康男君 税務課長 福田 美則君
健康増進課長 岡野 正徳君 上下水道課長 木原 毅君
公営企業局総務課長 ... 藤田 隆宏君 公営企業局財政課長 ... 村岡 宏章君

午前 9 時 30 分開会

議長（荒川 政義君） おはようございます。本日は御出席をいただきまして、ありがとうございます。ただいまから平成 23 年第 2 回周防大島町議会定例会を開会いたします。

神岡光人議員から医師の診断書を添えて、今期定例会を欠席する旨の通告を受けております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、5 番、平野和生議員、6 番、魚原満晴議員を指名いたします。

日程第 2 . 会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る 6 月 3 日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 6 月 16 日までの 7 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 6 月 16 日までの 7 日間とすることに決しました。

日程第 3 . 諸般の報告

議長（荒川 政義君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本年 3 月以降本日までに、議会に提出されております文書についてご報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査（3 月・4 月・5 月実施分）と定期監査（3 月・4 月・5 月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情・要望について、お手元に配布のとおり要望 1 件を受理いたしました。議会運営委

員会にお諮りいただき、議員配布としてお届けいたしております。

続いて、系統議長会関係について。まず、山口県町議会議長会主催による議員実務研修会が7月28日か29日のどちらかの日に山口市で開催される予定であります。この件については、今定例会において全員参加での議員派遣のご議決をいただくこととしております。

続いて、柳井地区広域市町議会議長会関係では、定期総会が5月24日に開催され、本年度の合同研修会の日程等について協議がなされ7月26日(火)に柳井クルーズホテルで実施することとなりました。この件についても、議員派遣の件にてお諮りする予定であります。

次に町人会関係につきまして、5月21日の「東京大島ふるさと会」へ広田清晴議員と、私・荒川政義が出席をいたしました。町の最新の情報を届けるとともに、旧交を温めました。在京の皆様におかれましては東日本大震災の影響が残っており、今なお続く余震発生には気が休まない、心配しているとの声を多数お聞きしたところであります。情報を共有し、ふるさと大島に住んでいる私たちにできることがあれば、可能な限りお手伝いしたいと感じたところであります。

次に、広島・周防大島町人会が、来月7月3日(日曜日)に開催されます。その出席につきまして、各常任委員会から2名の計6名の出席をお願いしたいと考えております。各常任委員長さんにおかれましては、本日中に参加議員の調整をいただき事務局まで報告されますようお願いいたします。この件も、議員派遣の件にてお諮りする予定であります。

次に、広報編集特別委員会から、3月に行なった行政視察研修の報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておりますので御高覧ください。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに議案説明

議長(荒川 政義君) 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

町長(椎木 巧君) どなたも、おはようございます。本日は平成23年第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日提案をいたしております議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、報告2件、諮問2件、専決処分の承認を求めるもの1件、補正予算に関するもの2件、条例の一部改正に関するもの9件、町道路線変更に関するもの2件、指定管理者の指定について1件、動産の買入れについて1件であります。

報告第1号は、平成22年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成22年度周防大島町繰越明許費、繰越計算書

を調整したので、これを御報告するものであります。

報告第2号は、専決処分の報告についてであります。平成22年度周防大島町立大島中学校屋内運動場建築工事について、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を専決処分いたしましたので、これを御報告するものであります。

諮問第1号並びに諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。平成23年9月30日をもって任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の御意見を求めるものであります。

議案第1号は、平成23年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)について、急遽5月12日に執行となりました山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙に伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第2号は、平成23年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)についてであります。既定の歳入歳出予算に2億5,235万2,000円を追加し、予算の総額を137億791万2,000円とするものでございます。

議案第3号は、平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,300万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億6,583万7,000円とするものでございます。

議案第4号は、平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)についてであります。資本的収入及び支出予算で、既定の収入に2億9,300万円増額し合計を10億2,080万円とし、既定の支出に1,707万9,000円増額し合計を10億8,436万4,000円とするものであります。

議案第5号は、周防大島町税条例の一部改正についてであります。「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の施行を受け、地方税法が4月27日に改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第6号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。昨年から既に何度も御説明申し上げておりますように、厳しい状況の続く国保会計を鑑み、応能応益の適正化を図り、収支のバランスのとれた健全で円滑な運営の確保を目指すという見地から、このほど国民健康保険運営協議会に税率改正の諮問を行い、賛成の旨の答申をいただきましたので、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第7号は、周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について、議案第8号は、周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について並びに議案第9号は、周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてであります。3議案とも、公益法人改革により日本下水道協会山口県支部の名称が変更されたことに伴い、それぞれの条例

の一部を改正しようとするものであります。

議案第10号は、周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてであります。普通財産の一般住宅から町営住宅へ管轄替えを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第11号は、周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてであります。特定公共賃貸住宅の管理にかかる文言または引用条項の修正整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第12号は、周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について並びに議案第13号は、周防大島町立病院及び出張診療所条例の一部改正についてであります。平成22年4月から休止中の「伊保田出張診療所」並びに「和田出張診療所」を廃止するため、それぞれの条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第14号及び議案第15号は、町道路線の変更についてであります。議案第16号は、周防大島町立日良居保育所の指定管理者を指定することについてであります。

議案第17号は、動産の買入れ（図書館情報総合システム）についてであります。随意契約により、下松市のソラン西日本株式会社周南事業所と物品売買契約を締結するため議会の議決をお願いするものであります。

この際、行政報告を7件申し上げたいと思います。

第1件目は、東日本大震災における本町の対応等についてであります。去る3月11日に東北地方を中心に、日本観測史上最大といわれるマグニチュード9.0を記録する地震が発生し、最大震度7の揺れと、これに伴う最大波高10メートル以上の大津波により、死者、行方不明者は合わせて約2万4,000人に上り、これに伴う液状化や地盤沈下、ライフラインの寸断といった災害とともに、福島原子力発電所の事故も加わり、今なお岩手県、宮城県、福島県を中心に約11万人の方々が避難生活を余儀なくされている状況であります。

このような、未曾有の大災害に対し、本町の対応状況であります。まず、義援金関係では、先の3月定例議会におきまして、補正予算の御議決を賜りました町としての義援金500万円は、3月31日に、山口県町村会を通じ全国町村会で取りまとめられ、岩手、宮城、福島各県町村会へ送金されております。

また、自治会連合会として取り組まれました義援金は1,164万4,583円に上り、さらには町内各小中学校、各種団体や個人、町内28カ所に設置した義援金箱分合わせて1,360万3,013円を4月22日に、私が日本赤十字社山口県支部へ直接届けさせていただきました。その後も、義援金は次々と寄せられております。一応9月30日までの予定で、募集を続けることといたしております。

ここに、町民の皆様の温かい志に、感謝の意を表するものであります。

次に、救援物資の関係であります。3月18日に町として備蓄をしておりました食料や毛布、簡易式トイレといった防災用品約700万円分に加え、柳井地域広域水道企業団が備蓄しておりました500cc飲料水ペットボトル3,000本を、海上自衛隊岩国基地を通じ、宮城県石巻市網地島へお届けしたことは、既に御報告したとおりであります。

また、町と社会福祉協議会とで3月19日から3月23日までの間、町民の皆様からの支援物資の受付を行いました。150名の方から毛布、布団、タオル等513点の提供をいただきました。これらの物資は全て集積場所である山口県消防学校へ搬送いたしました。山口県が取りまとめを行い、各被災地へ届けられております。

なお、山口大島農業協同組合が、新規就農希望者の出身地である岩手県九戸郡(くのへぐん)野田村へ支援物資を届ける際に、町としても避難所用間仕切りをあわせて届けさせていただきました。

次に、人的支援についてであります。公営企業局の看護師1名が日本看護協会の災害支援ナースとして、また町保健師2名が県の災害派遣チームの一員として、それぞれ避難所における健康相談、健康チェック等の目的で参加をいたしました。また、橋病院の歯科医師が山口県歯科医師会の要請により、遺体身元確認業務に従事いたしました。一般職員では、全国町村会を通じ、福島県西白河郡矢吹町へ罹災証明発行業務を支援するために、事務職員1名を派遣いたしました。さらに、職員労働組合として4名の職員が復興支援活動に参加をいたしております。

いずれも、1週間程度の活動であります。被災地の惨状、避難所の運営状況、災害応急対策等を身をもって体験し、その経験が今後の本町の防災対策に大きく役立つものと思っております。被災市町村の要請に基づき、各課における勤務の調整ができましたならば、引き続き人的支援を継続してまいりたいと考えております。

次に、避難者等の受入状況についてであります。茨城県から、親戚を頼り、親子3名が避難してきていましたが、すでに、自宅に戻っております。また、1名の方が宮城県から避難し、町営住宅への入居希望があるものの、条件等で現在調整中であります。被災地の一日も早い復旧、復興が、日本全体の元気につながることを確信し、今後とも、町として可能な限りの支援を実施してまいります。

続いて、本町の防災対策、地域防災計画の見直しの方針についてであります。

今回の東日本大震災は、まさに未曾有の大災害であり、その特徴として、津波による被害が甚大であること、被災地域が広大であること、中・長期的な災害対応が必要であることなどが挙げられております。

国においては、このような点を踏まえて、地震・津波対策に関する専門調査会が設置され、今

秋をめどに取りまとめが行われ、その後防災基本計画の修正が行われる見込みであります。

山口県におきましても、東日本大震災を教訓として、県防災体制の検証に着手し、専門家等で構成する委員会を立ち上げ、検討結果を地域防災計画等へ反映することとしております。町といたしましては、住民の防災意識向上のための普及啓発活動といった、町独自で行うことが可能なものは、機会を捉え積極的に実施したいと考えております。

また、避難指示の伝達体制の確立、災害発生時の初期情報収集手段の確保、災害応急対策等、国・県・町・関係機関等が一体となって実施することが必要不可欠な事項や、被害想定等につきましては、国、県等の検証結果及び対応を見極め、周防大島町地域防災計画の見直しを行う予定にしております。

2件目は、職員の不祥事及び懲戒処分についてであります。4月11日付で荒川議長あての文書で御報告をさせていただき、新聞等でも報道されましたので、既に御承知のこととは存じますが、職員の不祥事及び懲戒処分について御報告いたします。

不祥事の概要は、31歳の男性職員が借入金の返済及び遊興費に窮し、当時の勤務地であります東和総合支所において、平成21年11月から本年3月までの間に数度にわたり、東和陸奥顕彰会及び東和地区民生委員児童委員協議会の会計から、通帳、印鑑を不正に使用し、375万7,930円を引き出すとともに、研修会個人負担金などの現金収入も入金せず、総額403万3,677円を着服、横領したもので、人事異動に伴う事務引継ぎの際に発覚いたしました。

処分の内容は、当事者本人は懲戒免職処分とし、監督者等関係職員3名につきましては戒告処分といたしました。処分はいずれも4月8日付で行っております。事件当時の東和総合支所長2名につきましては、既に退職をしていたため、処分の対象外であります。

なお、本人は深く反省し、着服した全額を4月7日に返済したことから、刑事告訴は行っておりません。以前にも同様の事件が発生し、外郭団体等の通帳と印鑑は複数の職員で管理するよう徹底していたにもかかわらず、再びこのような不祥事が発生いたしましたことは、非常に残念なことであり、町民の皆様の信頼を損なうこととなり、心よりおわびを申し上げる次第であります。

事件後の対応といたしましては、通帳と印鑑の複数職員での管理について、再度徹底するとともに、印鑑は管理者等の私印に変更すること、印鑑管理者が収支についてその都度確認すること、四半期ごとに部長が内部監査を実施することを指示いたしました。2度とこのような事件を発生させないよう、再発防止策を徹底し、職員一同、信頼回復に努めてまいる所存であります。

3件目は、大島青年の家廃止及び解体についてであります。昨年9月の町議会定例会において、県が老朽化と耐震性及び利用者減などの理由により、大島青年の家を廃止する方針であるとの行政報告を行いました。その後の経過について御報告いたします。

大島青年の家は、長年、町内の青少年の健全育成はもとより、町外からも多くの利用者がある

など、町の社会教育拠点施設として、多大な貢献を果たしてまいりました。このようなことから、山口県知事に対して再検討を求める要望書を提出し、その後も粘り強く存続を要望してきたところであります。

しかしながら本年2月県議会において、平成23年3月末をもって大島青年の家を廃止する条例案が議決され、さらに施設を解体する経費も予算化されました。先般県より、擁壁、排水路等防災施設を除き、本館、体育館、看護学校となりの艇庫などの施設すべてを解体するとの、現地説明がありました。

町としては、大変残念な結果ではありますが、本館部分には町有地のほか民有地もありますので、今後県、地権者と十分協議を行いながら対応してまいりたいと考えております。

4件目は、旧田布施農業高等学校大島分校の校舎・跡地利用についてであります。旧田布施農業高等学校大島分校の校舎及び跡地につきましては、昨年11月の臨時議会全員協議会で、管理者である山口県から無償譲与の回答をいただいた旨、御報告を申し上げているところですが、その後の状況について御報告いたします。

まず、財産の譲与関係手続きにつきましては、議会への報告の後、県と町で建物及び土地の所在、建物に付随して譲与される備品の確認等を行い、今年4月1日に県有財産譲与契約を締結し、移転登記を完了いたしました。

次に、施設の利用関係についてですが、今年2月の広報紙及び町のホームページにおいて、約1ヶ月間、閉校校舎及び跡地の利用計画の公募を行いました。7件の応募がありましたので、利用者の選定を行うため、利用者選定委員会を設置し、財産譲与契約締結後の4月7日と14日の2回にわたって選定委員会を開催し、5つの団体等を利用者として決定いたしました。4月末には利用関係者を集めて、利用者間の調整及び今後の利用における意見等の聞き取りを行っております。

この旧田布施農業高等学校大島分校施設は、現状通り学校施設として利用する場合は、建築確認上の用途変更等が必要ないわけですが、これを他の用途で利用するとなると、その用途や規模によっては、建築確認の変更を伴うということであり、現在、柳井土木建築事務所と協議を行なっているところです。

また、利用上の用途が変わりますと、消防法上の手続きも必要になる場合があるということで、こちらも柳井地区広域消防本部に協議し、必要な手続き等についての確認作業を行なっているところです。

今後、用途変更にかかる建築基準法及び消防法上の新たな施設整備等が必要となる場合も出てくるかと思われませんが、その際には、議会にも御報告申し上げ、必要な予算措置をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

5件目は、大島中学校屋内運動場の竣工式についてであります。平成22、23年度の継続事業として実施してありました大島中学校屋内運動場の改築工事が、この6月末に完了いたしますので、7月12日午後2時より竣工式を挙行いたします。

新しい屋内運動場は体育の授業、クラブ活動等において、生徒がなお一層活発かつ安全に運動できるよう、旧施設に比べ約2倍の面積と耐震性を有し、自然光の取り入れにも十分考慮しております。既に、議員各位には竣工式の御案内を差し上げているところですが、御多忙のこととは存じますが、御臨席賜りますようお願い申し上げます。

6件目は周防大島町障害者計画並びに周防大島町健康増進計画（後期計画）についてであります。周防大島町障害者計画は、平成18年3月に策定しましたが、平成22年度に、計画の見直しについて、周防大島町障害者福祉計画策定委員会で御審議いただき、3月に委員長の荒川議長から答申を受けたところでございます。

また、周防大島町健康増進計画は、平成17年度に作成し10カ年計画で取り組んでいるところですが、5カ年を経過し平成22年度において、周防大島町健康増進計画（後期計画）策定委員会において御審議いただき、策定したところです。本日お手元に、両計画をお届けしておりますので、御高覧をいただきたいと思います。

最後に平成22年度周防大島町各会計決算見込について御報告いたします。去る5月31日に平成22年度の一般会計及び公営企業局企業会計を除く各特別会計の出納を閉鎖いたしました。町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力によりまして、いずれの事業も順調に執行することができ、特に一般会計におきましては、大幅な黒字を計上するとともに、各会計とも黒字若しくは収支ゼロの決算見込みであります。

現在決算書を調整中ではありますが、公営企業局企業会計とあわせ、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、9月定例議会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質収支比率を始めとする財政健全化判断比率を御報告する予定にいたしております。

なお、町が出資をいたしております財団法人等の山口県大島郡国際文化協会、社団法人東和ふるさとセンター、有限会社サザンセットとうわの経営状況を説明する資料といたしまして、理事会または総会の資料をお手元に配布いたしております。ごらんいただきたいと思います。

以上、議案等の概要について御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上御議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 以上で行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5．報告第1号

日程第6．報告第2号

議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号平成22年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について及び日程第6、報告第2号専決処分の報告については、一括して執行部の報告を求めます。星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 報告第1号平成22年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について御説明をいたします。

去る第1回町議会臨時会及び第1回定例会におきまして御議決いただきました平成22年度の繰越明許費につきまして、歳出予算を繰り越しましたので、お手元に配布のとおり地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものであります。

別冊の繰越計算書をごらんください。

一般会計におきまして、4ページにありますように繰越限度額6億9,273万1,000円に対し、6億8,345万7,000円を繰り越し、同様に5ページ簡易水道事業特別会計は、5,244万9,000円に対し同額の5,244万9,000円を、7ページ下水道事業特別会計は、447万8,000円の限度額に対し同じく447万8,000円を、9ページ農業集落排水事業特別会計では89万3,000円の限度額に対し同額の89万3,000円をそれぞれ繰り越しております。

各事業ごとの繰越額及び財源につきましては、お手元の報告書に記載しておりますので御高覧いただきますをお願いし、報告とさせていただきます。

続きまして、報告第2号は、専決処分の報告であります。議案つづり3ページをごらんください。

平成22年度周防大島町立大島中学校屋内運動場建築工事につきましては、株式会社神田建設と請負契約を締結し、6月末には引き取りの予定であります。

このたび、屋内運動場基礎工事を実施するにあたり、基礎杭の施工の際に土壌改良等が生じ、請負代金を増額することが必要となりました。よって、原契約1億9,110万円に94万9,200円を増額した1億9,204万9,200円とする請負変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成23年5月18日付で専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

以上、2点報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第7．諮問第1号

議長（荒川 政義君） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明をいたします。

平成23年9月30日をもって任期満了となります現委員の沖廣紀恵（おきひろ きえ）氏は、人格、識見ともに高く、地域社会の実情に通じ広く地域において活躍されておられる方で、人権擁護委員として長年に渡り精力的に活動されておられます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、沖廣紀恵氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦は、沖廣紀恵氏を適任とすることに決定しました。

日程第8・諮問第2号

議長（荒川 政義君） 日程第8、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明をいたします。

現人権擁護委員であります竹本諭（たけもと さとし）氏の任期が平成23年9月30日をもって満了することに伴う後任候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、福祉をはじめ社会教育に携わる行政者としての長年の経験を有しておられ、人権擁護に関しましても深い造詣をお持ちの、鍵本一和（かぎもと かずと）氏を推薦いたしたいと存じます。詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。人格、識見ともに高く、人権擁護委員に適任であると思われまますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、鍵本一和氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦は、鍵本一和氏を適任とすることに決定しました。

日程第9・議案第1号

議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第1号平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 議案第1号平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、補足説明をいたします。

去る4月5日に山口県選挙管理委員会から、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員の1名欠員による補欠選挙を、5月3日告示、5月12日投票により執行する旨の通知がありました。ついては直ちに選挙準備に要する経費を予算化する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項による専決処分を行なったところであり、本案は、同条第3項に基づき、ここに報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

別冊の補正予算のつづり、5ページをお願いします。今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に556万円を追加し、予算の総額を134億5,556万円とするものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。11ページをお開き願います。

歳入につきまして、14款県支出金、3項県委託金は、海区漁業調整委員選挙委託金556万円を新規計上しております。

歳出につきましては、12ページになります。2款総務費4項選挙費に新たに7目瀬戸内海海区漁業調整委員選挙費を設け、報酬をはじめ選挙に要する経費を計上しております。

以上が議案第1号、平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについての補足説明ですが、何とぞ御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（ 8 番 広田 清晴君 ） 今回、議会を開く間がないということで専決されたわけなんです
が、実際的に例えば消耗品 2 0 0 万円という組み方をしておるが、この消耗品は何があったのか
という点をまず答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと、もう実際的に時間外勤務手当の関係、終了して整理されておるんじゃないかというふ
うに思いますが、何人分、何時間分ということで、実際的には運用されたのか聞いておきたいと
いうふうに思います。

議長（ 荒川 政義君 ） 星出総務部長。

総務部長（ 星出 明君 ） 消耗品費は、いわゆる選挙の事務用品に充てております。

それと超過勤務手当ですが、投票日は平日でしたので、朝の 2 時間と開票の 2 時間というこ
とで、投票、開票事務を合わせまして、延べで 6 2 名ほど上がっております。手当としては 6 4 万
5 0 0 円ほど支出しております。

以上です。

議長（ 荒川 政義君 ） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（ 荒川 政義君 ） ないようでありますので質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（ 荒川 政義君 ） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 1 号平成 2 3 年度周防大島町一般会計補正予算
（ 第 1 号 ） の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（ 荒川 政義君 ） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第 1 0 . 議案第 2 号

議長（ 荒川 政義君 ） 日程第 1 0、議案第 2 号平成 2 3 年度周防大島町一般会計補正予算（ 第
2 号 ） を議題とします。

補足説明を求めます。星出総務部長。

総務部長（ 星出 明君 ） 議案第 2 号平成 2 3 年度周防大島町一般会計補正予算（ 第 2 号 ） に
つきまして補足説明をいたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条におきまして、既定の歳入歳出予算に 2 億 5 , 2 3 5 万 2 , 0 0 0 円を追加し、予算の総

額を137億791万2,000円とし、第2条により債務負担行為を行うものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。事項別明細書の13ページをお願いいたします。

まず歳入の13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、このたびの国民健康保険事業特別会計の調整に伴う国保基盤安定負担金159万8,000円の減額補正であります。

14款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金も国庫負担金同様に国民健康保険事業特別会計の調整による基盤安定負担金の補正であり、454万2,000円の増額補正となっております。

2項県補助金2目民生費県補助金は、介護基盤緊急整備等補助金の内示を受けての予算計上であります。

3目衛生費県補助金は、環境美化活動の促進、定着を図ることを目的とする、ごみゼロやまぐちクリーンアップ活動支援事業補助金を新規に計上しております。

14ページ、16款寄附金は、教育寄附金を8万円計上しておりますが、これは日本ハワイ移民資料館を利用されたハワイ在住の方から、資料館に活用してほしい旨の申し出のあったものであります。

17款繰入金は、財政調整基金を1億5,816万4,000円取り崩しての財源調整であります。

19款諸収入は、日良居保育所の臨時保育士の雇入れに伴う給食費負担金を計上しております。

15ページをお願いいたします。

歳出の2款総務費1項総務管理費7目支所及び出張所費は、橘支所経費において、緊急停電時の自家発電設備の修繕に要する経費の計上と地域要望に伴う小規模施設整備事業補助金の追加計上であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、社会福祉施設整備事業経費において県より交付の内示がありましたので、介護基盤緊急整備等補助金として歳入と同額の9,000万円計上しております。

2項児童福祉費3目保育所費は、日良居保育所運営経費において、賃金及び賄材料費を補正計上しております。これは、主に日良居保育所を平成24年度から指定管理者制度へ移行するにあたって、円滑な引き継ぎを行うため、その準備経費としての臨時保育士の賃金と給食経費であります。

16ページ、4款衛生費2項清掃費2目じん芥処理費では、「おいでませ山口国体」の開催に向けて環境の美化活動を予定しており、これに要する経費をそれぞれ計上しております。

なお、この事業は、県補助金「ごみゼロやまぐちクリーンアップ活動支援事業」を受けて実施

するものであります。

5款農林水産業費1項農業費7目農村環境改善センター費は、油田センターの非常用照明のバッテリーの取り替えと白木センターの大ホール遮光カーテンの取り替えをそれぞれ修繕費として計上しております。

次に、17ページ、7款土木費6項住宅費1目住宅管理費では、地デジ化対応といたしまして、集合アンテナによりテレビの視聴を行っている広屋住宅、新開住宅、八幡住宅の不安定な受信状況の改善を図るための修繕費と、新たに難視聴区域となります町営住宅のCATV加入金をそれぞれ追加計上しております。また、後ほど御審議いただく周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正により町営住宅として追加する長崎西住宅の浄化槽管理に要する経費についても補正計上しております。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費は、現在久賀庁舎に整備しておりますJ - A L E R T（全国瞬時警報システム）のエラー等に直ちに対応するため、大島庁舎にシステムを整備する経費を計上しております。

また、18ページの4目災害対策費は、さきの東日本大震災において被災地に支援物資としてお送りした災害備蓄品を補充するための経費を計上しております。なお、これらの経費は、特別交付税により措置され、既に交付されているところであります。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、情島教員住宅の雨漏りの修繕工事の計上でありませ

ず。

2項小学校費1目学校管理費は、明新小学校校舎の外壁剥落箇所の補修工事を行なうものであります。

19ページ、4項社会教育費5目社会教育施設費は、歳入で申し上げました教育寄附金を受け、日本ハワイ移民資料館のパンフレット等を印刷する経費を計上しております。

5項保健体育費2目体育施設管理費は、大島グラウンドに設置しておりました屋外時計が強風により倒れ、破損したため、新たに整備しようとするものであります。

3目学校給食費は、大島地区学校給食センター及び橘地区学校給食センターの修繕費の追加計上であります。

20ページ、12款諸支出金は、国民健康保険事業特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整であります。

以上が歳入歳出予算補正の概要であります。

続きまして、7ページに戻っていただき、債務負担行為についてでございます。本定例会において町立日良居保育所の指定管理についての御審議をお願いしておりますが、これに伴い、第2表のとおり日良居保育所指定管理料について、平成24年度より平成26年度までの3年間の

債務負担行為を設定するものであります。

以上が議案第2号平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）についての概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず、最後に述べられた7ページ、いわゆる来年以降3カ年の債務負担行為、いうことであらわれております。それで後に条例で出てきます。実際的に町立保育所を閉じて、いわゆる管理形態を変える、指定管理に変える理由がね、明らかにしていただきたい。指定管理に変える理由、これをやっぱり明確にしとかんと、いわゆる安上がりの行政サービスの延長で何でもかんでも指定管理になってはいけないという立場から質問するものであります。

次に、今回の財源の特徴が、いわゆる財政調整基金を取り崩しての予算計上と県の補助金等が主な財源になっております。その中で、実際的に財政調整基金を取り崩した後の残高、この報告を求めたいというふうに思います。これが1件です。

そして2件目として、歳出のほうで明らかにあらわれてくるのが、実際的に社会福祉施設整備事業経費として負担金補助及び交付金、介護基盤緊急整備ということで9,000万円支出されております。いわゆる建物のまず内容ですよね。例えばグループホーム、小規模多機能等があるというふうに思いますが、その内容といわゆる場所、それぞれ法人。新たに法人設置してやるのなら、やっぱりその法人の中身、今回初めて法人を建てるのなら、その中身を聞いておきたいというふうに思います。

また、実際的に緊急基盤整備はその建物改装に対する補助という性格なのか、それとも何なのかという点で聞いておきたいというふうに思います。例えば、建物に関するものだったら基本的には建物改修の何%という出し方なのか、それとも補助として出すのなら、何を基準にして補助を出すのかという点で聞いておきたいというふうに思います。今のが社会福祉施設整備事業経費の関係であります。

以上。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 公立保育所の指定管理制度を導入する意義というような御質問だったと思いますが、合併後、その公立保育所4園あったわけですが、4保育所の民営化ということはずっと協議をしておりました。そのうち和佐の保育所につきましては廃止ということになりまして、その当時から残りの3つの保育所につきましては、いろいろ協議を進めておりましたが。

この保育所に指定管理者制度を導入する意義と申しますか、これは指定管理者制度自体の方針でもあります民間活力の積極的な活用を主目的とする制度ということが一つでございますことと、もう一つは非常に保育に対するニーズというものが多様になってきておるといことからして、できるだけ民間的な手法による保育のニーズに対応できるような形をとりたいということが一つでございます。

今現在14園ですかね。14園のうち3園が公立の保育所ということになっておりますが、私たちが他の保育所をたくさん見させていただいておりますが、民間保育所と公立の保育所につきましては、それぞれの持ち分、特徴というものがあると思っております。

先般の議会でも中村議員さんのほうからも、民間のいいところも少し評価するべきじゃないかというような御質問ございましたし、私といたしましても3園で保育所を運営するという事になっておりますが、非常に保育園児の減少も来しておりますし、また保育所を運営するための職員の問題も抱えております。と申しますのは、どうしても園児が少なくなると保育士の数も限定されてまいります。そういたしますと、非常に保育士が少ない人数で人数が足りないという意味じゃないんですが、少ない人数がずっとだんだん年齢的に上がってまいりますし、なかなか民間のような形に柔軟な保育ができなくなっているというのも事実でございます。できるだけそのような多様な保育をやっておられる民間型で保育ニーズを充足していけるかということも考えておるところでございます。

民間活力の積極的な活用というのが主目的でございますが、そこにつきましては、いろいろ言われ方もあると思っております。当然町立の保育所のほうにいい面もあるでしょうし、そしてまた私立保育所のほうにいい面もあると思っております。それらをちゃんと両方が十分に対応できるという形で今回指定管理者制度を導入するということを決めたわけでございます。

議長（荒川 政義君） 中村財政課長。

財政課長（中村 満男君） 財政調整基金の現在高ということでございますけれども、現在22年度の決算の調整中でございます。それを踏まえまして、またこのたびの補正までを考慮しますと、残高が18億4,273万9,000円となります。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 介護基盤の緊急整備の位置とか法人等の名称でございますが、認知症の高齢者のグループホーム、これ2カ所見込んでおります。1つはNPO法人いい日の里、もう1つは医療法人おかはら会でございます。小規模多機能型の居宅介護事業につきましては1カ所ございまして、医療法人おかはら会でございます。

それぞれの場所でございますが、おかはら会につきましては、小松の91番地の4でございます。それから面積につきましては381.83平米でございます。居室が定員9名でございます。

それから、いい日の里でございますが、所在地が椋野の1338の5番地でございます。総面積が249.07平米でございます。利用者定員が9名でございます。

それから、もう1点、小規模の多機能でございますが、住所が小松の91番地の4でございます。総面積が383.75平米でございます。定員が20名でございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今おかはら会のほうが利用しようとする介護基盤整備関係であります。これは今地番だけ言いましたが、実質的には田布施農高活用してやるのではないかというふうに思われます。だったら、例えば行政報告では今まだ調整中という報告で、具体的には聞き取り調査もまだ行うという段階で、県からいわゆる内示があったからつけるというのでは若干整合性からいって今現在でどうなのかという点があります。

例えば、今現地を見てもわかるように、グラウンドには残土を置いて建物の中についてどう活用していくか、そしてまた実際的には校舎だけではなしに、いわゆる周り、いろんなハウスもありますから、その辺を含めて今調整中というのが、さっき町長が言うた行政報告の範囲ではないんでしょうかね。そういう中で、いわゆる今回全体計画が決まってない中で 全体計画、意見徴収を聞く中で、実際的には先んじていう言い方がおかしいかどうかは別にして、先んじていわゆる部分について予算計上するというのが実際的にどうなのかと。

例えば、自分たちが運営しようとする中身を、県に対して要望します。そしてそれに対して、県の補助金がつきます。そういう中で、実際的には他の事業に先駆けてやる、いわゆる意図、まだ調整中ですよ。じゃ、実際的には5つなら5つについて、どういう利用形態をするんだと。全体利用計画があって、そのうちの一つが、いわゆる小規模多機能部分とグループホーム部分を田布施農高の中に設置していくということですね。その全体的な部分も当然計画ができておるなら、この補正議論の中で当然きちとした説明があるべき内容なんですよね。それがなしに、そこだけ抜き出すと実際的には何ですかということになります。どうなのかという点が非常にあいまいになるわけです。その点で聞いちょきたいというふうに思います。

いわゆる今5つほど出ましたと、5つの全体計画の中の一つにあるだけでしょ、これは。全体計画の中の一つにしか過ぎないわけです。ほいたら、全体計画、一つの部分が予算計上されとるんなら、当然全体計画はきちと報告すべき内容じゃないでしょうかというのが質問の趣旨です。

それとあわせて、実際的には先ほど言うたように補助形態が、いわゆる運営補助なんか建設補助なんか、実際的にはどういう補助形態なのかという部分あわせて、答弁を求めておきたいというふうに思います。

それともう1点、先ほど財政課長が答弁されました中身、18億円余りという答弁でありまし

たが、先ほど答弁のときに、いわゆる決算部分を見ての答弁なのか、それともいわゆる春から今回の補正の段階での実際的な残高なのかちょっと聞き取りにくかったので、その辺再答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 田布施農高の施設の利用のことでございますが、実は先ほど行政報告をさせていただきましたが、5つの団体を利用者と決定いたしましたということでございまして、既に町の施設になっておりますので、それから民間の団体にお貸ししようということで希望をとりましたら、たくさんありまして、その中から5つを選定させていただきました。

そして、後は、その利用する団体が整備をするわけでございますので、たまたま今回の小規模多機能とグループホームにつきましては、そこを利用して整備をしていって、そこで小規模多機能グループホームを運営するというお話でございます。それで、だからこれは町が助成をしますが、整備する主体はおかはら会だと思んですが、それらのことでございまして、これは小規模多機能とグループホームを町からその施設を借りて運営するというところでございますので、今の助成の部分につきましては当然施設の部分です。運営については当然おかはら会がやっていることでございます。

それで、他の4つはどのような利用形態になっているのかということでございますが、その利用の中身につきましては、いろいろ各団体が出ております。ただ、そのことにつきましては町のほうは余り条件とかつけておりません。後はそれぞれの団体がそれぞれの利用をやっていくという、貸し付けのときの条件はありますよ。貸し付けの条件はありますが、後はどのように運営していくかというのは、それぞれの団体が決めることだというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 中村財政課長。

財政課長（中村 満男君） 広田さんの質問ですが、決算見込みを踏まえた上で今予算の状況でお答えしております。見込みの数字です。

議員（8番 広田 清晴君） 答弁の、実際的には決算見込みを踏まえたという部分は、逆に要らんのではないかと。あれを言うと聞き取るほうが、実際的には私たちいつも確定から次の確定に向けて、大体財政調整基金の流れを聞いております。その中で今ちょうど行政報告の中で町長が、「一般会計について大幅な黒字だよ」という報告をされたんで、実際的には課長のほうもそれを見ながらちゅう答弁をすると、逆にやっぱり聞きとうなるわけですよ。聞きとうなるわけですよ。実際的にはやっぱり財政調整基金を取り崩しましたと、3月議会で。3月議会で取り崩した残高がこれですと。これに対して今回補正で取り崩しますので、その後の残高はこれですという答弁で求めたかったなというのが、私の質問の趣旨です。

それで、ぜひ、やっぱり今たまたま今回予算が、いわゆる県補助の予算が入るので、当然県補

助はあくまで町の財政を通じて支出するわけですから、そりゃ当然な流れちゅうのはわかりますが。例えば一体運営、やるときには一体運営。例えば飛び抜けた運営、一体運営ちゅう言葉が理解できないなら、あそこというものがどう全体、町の中の一つであり、一つの学校の跡地活用をどういうイメージへ持っていくんか含めて、本来的には町行政として、あそこをどういうふうにしていくんじゃという行政報告なり何がある中で、やっぱりきちっと議会の側に示すべきじゃないかというのが質問の趣旨であります。これをぜひ理解して答弁を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 松本政策企画課長。

政策企画課長（松本 康男君） 先ほど広田議員さんの田布施農高の利用の関係で調整という御質問がございましたが、まず利用者を決定いたしました5団体でございますが、医療法人おかはら会、それからNPO法人周防大島ふるさとづくりのん太の会、それから大島商船高専が行っております起業家養成の島スクエアの関係、それから周防大島元気村、それから中谷事務機となっております。

それから、それぞれの利用の計画でございますが、まず医療法人おかはら会が医療福祉施設、これはグループホーム、それから小規模多機能型居宅介護施設、それから高齢者専用賃貸住宅の関係。それからNPO法人のん太の会ですが、これが事務所、それから研修所、作業所、種苗、花卉生産等でございます。それから、島スクエアでございますが、これは事務所、それから商品開発、交流所等。それから、元気村でございますが園芸、それから作業所等。それから中谷事務機につきましては、農業特産物の開発ということでございまして。

調整と言いますのは、まず利用いただくときには当然電気、それから水道等の利用はそれぞれ負担いただくということでございまして、これをどのように負担をしていただくかということの調整は現在しておりますところでございます。

それから、まずこういった施設、これまで学校施設でございましたが、今申し上げました用途で使う場合には、やはり建築基準法用のいろいろな手続きがございます。こちら辺の現在調整はしておりますので、計画の実施についてはそれぞれ進めていただいて結構なんです、こういったことの調整を行っているということでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

討論、採決は、最終日といたします。

暫時休憩をします。

午前10時42分休憩

午前10時56分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11・議案第3号

議長（荒川 政義君） 日程第11、議案第3号平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 続きまして、議案第3号平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を行います。

今回の補正は、歳入において税率改定に伴う国保税、国及び県の財政調整交付金、共同事業関係負担金及び交付金、基盤安定繰入金、赤字補てんのための一般会計繰入金を主として計上し、歳出において一般分及び退職分の療養給付費、共同事業拠出金を主として計上しております。

予算書21ページをお願いいたします。

本文で第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,300万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ34億6,583万7,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書の31ページをお願いいたします。

歳入であります。

1款の国民健康保険税は、税率改正及び本年度所得の確定により1目一般被保険者国民健康保険税を3,093万円、2目退職被保険者等国民健康保険税を2,128万2,000円それぞれ増額いたします。

3款の国庫支出金は、1目療養給付費負担金について前期高齢者交付金の減額等により49万3,000円を追加し、2目高額医療費共同事業負担金について拠出金の増額により169万9,000円を追加し、同じく2項国庫補助金、1目財政調整交付金の普通財政調整交付金について前年度実績から推計し3,905万8,000円を減額いたします。

4款の療養給付費等交付金について、歳出計上額の追加に伴い153万8,000円を追加します。

5款の前期高齢者交付金は、概算交付金の確定により89万5,000円減額いたします。

6款の県支出金は、1目高額医療費共同事業負担金を国費と同じく169万9,000円を追加し、2項県補助金、1目財政調整交付金を前年度実績から推計し1,008万8,000円を減額いたします。

7 款の共同事業交付金は、前年度の交付額確定から推計し 1 目高額医療費共同事業交付金を 9 9 3 万 3 , 0 0 0 円、2 目保険財政共同安定化事業交付金を 6 4 3 万 7 , 0 0 0 円それぞれ追加いたします。

9 款の繰入金は、保険税率改定に伴い保険基盤安定事業繰入金の保険税軽減分を 7 1 2 万 2 , 0 0 0 円追加し、同じく保険者支援分を前年度収納実績により 3 1 9 万 6 , 0 0 0 円減額し、職員給与費等繰入金を 2 4 万 8 , 0 0 0 円追加し、赤字補てんのためのその他一般会計繰入金を 1 億 3 , 4 8 5 万 7 , 0 0 0 円新たに計上しております。

次に、3 5 ページをお願いいたします。

歳出であります。

1 款の総務費、1 項総務管理費 1 目一般管理費へ今年度から保険証に表示します臓器提供意思表示用の経費として 2 4 万 8 , 0 0 0 円を追加します。

2 款の保険給付費、1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費へ当初計上できなかった 1 億 4 , 6 0 8 万 2 , 0 0 0 円を計上し、2 目退職被保険者等療養給付費へ 1 , 7 5 0 万円追加し、4 目退職被保険者等療養費から 5 0 万円を減額し、2 項高額療養費 2 目退職被保険者等高額療養費へ 3 0 0 万円追加しております。

3 款の後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等 1 目の後期高齢者支援金は、概算支出金の確定により 5 5 万 5 , 0 0 0 円追加いたします。

4 款の前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等 1 目前期高齢者納付金は、概算支出額の確定により 2 万 2 , 0 0 0 円追加いたします。

6 款の介護納付金、1 項介護納付金 1 目介護納付金は、概算納付額の確定により 2 6 万 3 , 0 0 0 円を減額いたします。

7 款の共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金 1 目高額医療費拠出金を 6 7 9 万 5 , 0 0 0 円、概算拠出金額の決定により追加し、同じく 3 目の保険財政共同安定化事業拠出金を 1 , 0 4 3 万 8 , 0 0 0 円減額します。

以上で、平成 2 3 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の補足説明を終わります。慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） 当初予算で一定の部分を見通せる時期に組ませていただきたいということで今回の補正になっておるといふふうに見ております。

それで、実際的によりわかりやすい時期ということで、医療費の見込み、いわゆる伸びをどういふふうに見ておるのかという点で、皆さん方が国保会計の療養費を組むときに実際的にはその

基準になろうかというふうに思われますので、その見通し等について、まず医療費の見通しについて答弁を求めておきたいというふうに思います。

それとあわせて、35ページを見てください。4,899万9,000円、国県で減額見込み。これは、見てみますと、実際的には財政調整交付金の国と県分ということになっておろうかと思えます。この減額見通しの根拠と申しますか推計を考えてこういうふうに補正されたというふうに思われますが、実際的にはその根拠等についてはどのように見ておるのか。

あとは、条例改正の中で議論したいというふうに思いますので、今の2件について、1つはいわゆる医療費の見通し、それと実際的な国県の減額推計に至った部分、これについて答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 平成22年度の医療費、前年度の状況ということで答弁させていただきます。

平成22年度の医療費は約28億4,100万円で、平成21年度に比べ8,320万円高く、同じく件数は約11万2,000件で、約1,100件減少しております。この結果、1件当たりの医療費は2万5,351円で、対前年比990円でございます。率で3.9%アップしております。また、年度末の被保険者数の6,955人で割った1人当たり医療費は40万8,488円で、対前年2万3,101円、率で5.7%ふえておる状況でございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 岡野健康増進課長。

健康増進課長（岡野 正徳君） まず、医療費の計上の仕方をどのようにしたかという御質問であったと思います。

医療費につきましては、20年度に大きく制度が変わりましたので、21年度、22年度の実績をもとに被保険者数の推計を行いまして、21年度から22年度への、先ほど部長が説明したのは医療費ですが、町が支出をしますのは療養給付費、医療給付費ですが、これの推移を見まして、さらに23年度、基本的に3%医療給付費がふえるということ为原则としまして、一般被保険者分、退職被保険者分について少し余裕は持っておりますけれども計上しております。

それから調整交付金の減額についてですが、調整交付金につきましては、その当該年度の歳出 医療給付費ですが それと、その年度の国の補助金であります療養給付費負担金、それから前期高齢者交付金等の高齢者関係の医療負担金及び前期高齢者交付金等の最終的な数値、さらにその当該年度の税収の収納見込額等によりまして、平成22年度の4月10日前後にその年度の調整交付金が確定されるという方式になっております。したがって、この23年度の当初予算の段階では、この22年度の数値が実績として上がってきておりませんでしたので、その

前の21年度の数値、計数等をもって計算して計上しておりました。しかし、平成22年度の実績等から23年度に収入すると見込まれます調整交付金について大きく減少するであろうということで、今回補正として計上しております。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、最終日といたします。

日程第12・議案第4号

議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第4号平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第4号、平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成23年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の主要な建設改良事業につきましては、次の第3条資本的収入及び支出で説明させていただきます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、2ページの上段をごらんください。

収入につきましては、今年度の過疎債借り入れ分2億9,300万円を増額補正しております。

支出につきましては、東和病院東棟改築工事に伴いまして不足する患者さん用の駐車場用地購入費及び故障により整備する必要が生じた医療機器整備費として1,642万8,000円増額補正し、橘病院も同じく医療機器整備費として65万1,000円を増額補正しております。

第4条の企業債につきましては、先ほど第3条で御説明申し上げました企業債の限度額を補正しております。

以上が、平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありますか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 最後9ページの貸借対照表の中から質疑をします。

実際的に、土地が1,600万円ふえとということになります。それで、これは先ほど補足説明を聞くと駐車場用地ということで説明がありました。それで、実際的には平米幾らというか坪幾らというかどうかでもいいですが、報告を求めたいと、これが1点です。

それと2件目、特に公営企業局の会計の場合は入り組んでおいて難しいですが、実際的には今回の補正は22年度公営企業局企業会計補正予算(4号)、これが入った会計になっちょるんではないかというふうに思います。

実際的に、企業債を見てください。企業債のほうが当初予算比では13億1,500万円くらいふえちょるというふうに思います。企業債。それで、それは当然この4号含めた部分ということで、4号と今回という形で答弁を求めておきたいというふうに思います。

今回、先ほど企業管理者が説明したのがあくまで2億円台ですから、その4号で幾らという格好での答弁を求めておきたいというふうに思います。

また、施設整備基金、いわゆる一方では国債運用、ほいで一方ではいろんな運用されておるといふふうに思いますが、実際的には3億440万円余りふえとる格好になります。これも22年度補正を含めての部分だろうと思いますので答弁を求めたいというふうに思います。

また、現金、預金も17億5,500万円になっております。これが、現金、預金が14億6,000万円でしたので、それを含めてやはり同じような中身になるかと思えます。実質的には7億円余りふえておるといふふうに思いますので、それぞれ通常なら22年度補正で確定して、それでその時点を出して、それで新年度のいわゆる貸借対照表を出されるわけなんです。企業局の場合は22年度についても、今回、中に含めて補正をされておるといふので、その理由と実際的な数字の流れを明らかにするために、私が今言いましたようないわゆる22年度末分と含めて、区分分けして答弁を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

議長(荒川 政義君) 藤田企業局総務課長。

公営企業局総務課長(藤田 隆宏君) まず、お尋ねの病院の駐車場用地でございますが、県道を左へ入って左側でございます1376番地1と1376番地3、合せて1,346平米でございます。1平米当たり約1万1,700円、坪単価で約3万9,000円程度を見込んでおります。

以上でございます。

議長(荒川 政義君) 村岡企業局財政課長。

公営企業局財政課長(村岡 宏章君) それでは、9ページの貸借対照表の早見表で説明させていただきます。

広田議員さんのおっしゃったとおり、今回は22年度の4号補正というのを3月議会の最終日に提出させていただいて議決を賜っておりますので、その部分が当年度当初予算に加味されてこ

のような予定貸借対照表になっております。

大きく変わっておりますところで、企業債につきましては、当初予算では79億4,807万7,000円という形になっておりましたが、22年の4号補正におきまして10億2,200万円を増額補正しております、今回の2億9,300万円と合せまして92億6,307万7,000円となっております。

続きまして、現金、預金の欄につきましても、当初予算では7億6,152万2,000円を計上しておりました。これに22年の4号補正分の7億1,760万円を加えまして、今回の議案の中に提出しております土地及び機械部分の1,707万9,000円を減額しまして、今回の起債の借り入れ分の増額分2億9,300万円を加えて17億5,504万3,000円となっております。

施設整備基金につきましては、22年度の4号補正分の3億440万円を上乗せしたものを計上しております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 繰越利益剰余金、これは基本的には確定しちよる金額ではないかというふうに思いますが、実際的には決算で処理するという今までのずっと流れでした。決算期に、いわゆる流れとして処理するということであります。

それで、実際的に今までも議論してきたわけなんです、繰越利益剰余金が3億7,701万1,000円で利益積立金3億840万2,000円ということになると、実際的には今まで利益積立金から処理してきた内容を変更せざるを得ないという状況が発生します。これは、客観的にある。それでその場合に、私はいつも委員会で言うちよるんですが、やっぱり実際的な数字が出る前に方向性は議員の皆さんに言うべくだという立場をしておりますので、この処理の仕方について聞いときたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村岡企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） ただいまの御質問の繰越利益剰余金3億7,701万1,000円というのが、貸借上の前年度の赤字の見込額になっておまして、従前であれば利益積立金によって処理をして翌年に繰り越さないという経理をとっておりました。

今回につきましては、当然利益積立金のほうが少なくなっておりますので、方法としましては、累積赤字という形でそのまま残す方法と内部留保資金でございます、貸借上でございます修繕の建設改良積立金17億3,201万6,000円でございますが、そちらを取り崩して処理する方法がございます。これにつきましては、議会の議決を経ないといけないということになりますので、9月議会におきまして、決算認定の前に議会に諮ってどのような方法をとるかという形で報告を

させていただきます、また議決を賜るようになるかと思います。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、最終日といたします。

日程第13・議案第5号

議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第5号周防大島町税条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第5号周防大島町税条例の一部改正につきまして補足説明をいたします。

本議案は、本年3月11日に発生しました東日本大震災により甚大な被害に見舞われました被災者を税制面で救済するため、同年4月27日に施行されました「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を受けまして、地方税法の改正に伴い、町税条例を一部改正するものであります。

主な内容としましては、個人住民税において雑損控除の特例、住宅ローン減税の適用特例の新設、固定資産税については、津波により甚大な被害を受けた区域内の土地に対する被災住宅用地の特例強化等となっております。

それでは、改正内容につきまして、改正条文により順次御説明させていただきます。

まず、9ページ第22条の「東日本大震災に係る雑損控除額等の特例」であります。住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とするものでありまして、納税者本人及び本人と生計を一にする配偶者、その他の親族が保有する生活に通常必要とされる資産の損失について、平成22年度分所得での雑損控除の適用並びに当該控除の繰越期間を3年から5年に延長するものであります。

10ページ中段からの第23条の「東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例」であります。これは新たに追加された条文でありまして、住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失等しても平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とするものであります。

10ページ下段からの第24条の「東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等」であります。従前からの対策強化といたしまして、被災住宅用地の特例となっており、当該特例措置を受けるための申告等に関する規定となっております。

以上で、改正条文についての補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回、皆この条例改正は、東日本大震災に遭われた方が実際に大島に来られた場合に適用条文ということでしょう。そういうふうにとらえちゃってええかと思いますが、实际的に、今東日本大震災に遭われた方が周防大島町に転入してこられた場合、そういうときに罹災証といいますがそういうものも皆求めるという格好になるんですか。大島に入ってきたときに、どういう状況になるのかという点で聞いちゃきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 福田税務課長。

税務課長（福田 美則君） 今の広田議員さんの御質問ですけども、住民税等は周防大島町のほうに転入されてということになりますので、ことし22年度につきましては、当然もとのそれぞれの地区の方での住民税の課税がありますので、転入された場合に24年度からの適用になってくるという状況になると思います。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 福田税務課長。

税務課長（福田 美則君） 罹災証明等もちょっと必要になってくるかと思われま。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 实际的に、ニュース等で御承知のように、かなり町の職員の方々も亡くなったと。それで、そういう発行が非常に間に合わないという部分もあります。その辺は、やっぱり加味して適用する場合は猶予を持って適用せんにゃあいけんのじゃないかっちゅうだけは言うて質疑を終わります。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号周防大島町税条例の一部改正について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14・議案第6号

議長（荒川 政義君） 日程第14、議案第6号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第6号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、補足説明をいたします。

国保会計の財政状況につきましては、既に昨年度の議会における行政報告等により御説明しておりますとおり、平成21年度から急激に悪化しております。特に平成22年度決算見込みにおきましては、国保会計基金のほぼ全額に当たる1億3,000万円を取り崩した上に、一般会計から約1億円を赤字補てんのための繰出金を支出し、ようやく収支を均衡させゼロ決算とすることとしております。

このように赤字に陥った最大の要因は、医療費の増嵩であります。特に一般被保険者の1人当たり医療費の伸びは顕著であり、平成21年度決算と平成22年度決算見込みの対前年度伸び率はそれぞれ108.18%及び106.90%となっております。この原因につきましては、医療設備の充実や医療技術の進歩によるいわゆる高度医療の進展と昨年4月の診療報酬の10年ぶりのプラス改定が要因と考えられます。

このような中で平成23年度当初予算につきましては、財源不足のため一般分の療養給付費約1億4,600万円が未計上となっており、この6月定例会において保険税率の改定とともに国県支出金の見直し及び一般会計からの繰り入れを行い、この未計上額の解消を図ろうとするものであります。

税率の改正につきましては、平成22年度調定ベースで5,000万円の増額を目指して、すべての所得階層におけるバランス重視の公平公正な税負担調整を行い、最適税率として改正案のとおり調整をいたしているところでございます。

本案の提出に当たりまして、去る5月19日開催されました周防大島町国民健康保険運営協議会に税率改正の諮問を行い、賛成の旨の回答をいただいておりますことをまず御報告させていただきます。

それでは、改正条文の説明に入ります。議案19ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

第2条の課税額につきまして、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う国民健康保険税の課税限度額の改定となっております。医療費分は50万円を1万円増額して

5 1 万円に、後期高齢者支援分は 1 3 万円を 1 万円増額して 1 4 万円に、介護納付金分は 1 0 万円に 2 万円増額して 1 2 万円に改正するものでございます。

第 3 条の国民健康保険の被保険者に係る所得割額につきましては、国保税の課税額のうち基礎課税額に係る所得割を算定する場合の税率でございますが、現在基礎控除後の総所得金額等に「100分の4.0」を乗じて算定するとあるのを「100分の5.0」に改定するものでございます。

第 5 条の国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割でございますが、現在被保険者 1 人について「1万3,800円」とあるのを「1万9,300円」に改正しようとするものでございます。

第 5 条の 2 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額でございますが、現在特定世帯以外の世帯について 1 世帯「1万3,800円」とあるのを「1万9,300円」、特定世帯について 1 世帯「6,900円」とあるのを「9,650円」に改正しようとするものでございます。

第 6 条の国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額でございますが、現在基礎控除後の総所得金額等に「100分の3.9」を乗じて算定するとあるのを「100分の2.5」に改正するものでございます。

第 7 条の 2 の国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額でございますが、現在被保険者 1 人について「8,000円」とあるのを「8,900円」に改正するものでございます。

第 7 条の 3 の国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額でございますが、現在特定世帯以外の世帯について 1 世帯「8,200円」とあるのを「8,900円」、特定世帯について 1 世帯「4,100円」とあるのを「4,450円」に改正するものでございます。

第 8 条の介護納付金課税被保険者に係る所得割額でございますが、現在基礎控除後の総所得金額等に「100分の1.6」を乗じて算定するとあるのを「100分の1.9」に改正するものでございます。

第 9 条の 2 の介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額でございますが、現在被保険者 1 人について「6,000円」とあるのを「7,000円」に改正するものでございます。

第 9 条の 3 の介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額でございますが、現在 1 世帯について「6,200円」とあるのを「7,000円」に改正するものでございます。

第 2 3 条の国民健康保険税の減額につきまして、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う国保税の減額後の課税限度額、国保税の納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定額以下の場合において、基礎課税額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金課税額のうち被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額について規定したものでござ

ざいます。第1号が7割軽減割合、第2号が5割軽減割合、第3号が2割軽減割合となっておりまして、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改正によりそれぞれ新旧対照表のとおり改正するものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は交付の日から施行するとし、適用区分につきましては、改正後の周防大島町国民健康保険税条例の規定は平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によることとしております。

以上で補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 質疑に当たっては、執行部の皆さんが準備された23年第2回定例会議案資料というので質疑を行いたいというふうに思います。ページ数は5ページです。

それじゃあ質疑を行います。まず、第2条第2項中50万円を51万円に改め以下は、この部分については最高限度額73万円から77万円に引き上げるということになるかと思いますが、この点で、それじゃあ周防大島町の国保加入者の中でこの限度額いっぱいと思われる世帯、これは現状でつかんでいる範囲で何世帯ということ報告を求めたいと、答弁を求めたいというふうに思います。

それとあわせて、次が、3条第1項中100分の4.0から100分の5.0ということで1%上げるわけですが、これは所得割の関係と思われるが、実際的に所得割の影響額について直近の資料で答弁をお願いしたいというふうに思います。

また、5条中被保険者1人、人数割ですが、これが5,500円増ということになります。この影響。そして、基礎課税額世帯別平等割いわゆる世帯割の関係ですが、これがやっぱり5,500円増になるということでの影響。そして、これは出るかどうかわかりませんが、6条は、逆に後期高齢者部分については、1.4のいわゆる減額ということになっておりますが、この点での影響、出れば答弁を求めたいというふうに思います。そして、後期高齢者人数割の関係ですが900円の増ということになっております。それら今言った部分で実際的に試算され出る部分について、答弁を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 福田税務課長。

税務課長（福田 美則君） 今の広田議員さんのお尋ねのところ、議案資料の5ページからになります。まず第2条の限度額のところになりますけども、医療分につきましては18世帯と

ということになっております。後期高齢者支援分につきましては112世帯、介護納付金分につきましては54世帯、実世帯数としましては112世帯というふうに試算をしております。

次の第3条の医療分に係る所得割の今回の改正に伴う影響分としましては、2,441万8,000円。第5条の医療分の被保険者均等割につきましては、3,675万9,000円。第5条の医療分の平等割につきましては、2,320万8,000円。第6条の後期高齢者支援分につきましては、今回につきましては減額となっておりますけども、4,524万円の減額。7条の2の後期高齢者支援分の均等割につきましては、569万8,000円の増額という形になっております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 先ほど、副町長のほうが補足説明で、今回の引き上げについて実際的には1億3,000万円余りの基金を一気に取り崩したこと、そして実際的には前年度1億円余りでしたか、繰り入れたこと。それでも、なお厳しいということでの値上げだと。それと、もう一つの点は、いわゆる昨年から広報等を通じて国保会計が危ないんだということを住民の皆さんに知らせてきたということでありまして。今回の値上げについての特徴。引き上げについての特徴。

それで、実際的に今までも言うてきたんですが、地方自治体として国保会計を見るときにやっぱり医療費の負担割合が、ずんずん国の負担割合、これが減ったことによる非常に厳しい状況ということは今までも言うてきました。実際的に。それで、やっぱりそれを少しずつでももとに戻さないと地方自治体の国保会計そのものがパンクするというのも客観的にあります。

しかし、今回、先ほど国保で提案されたように1億円余り今回繰り入れをしても 任意の繰り入れですよね なおかつ単純にいうと5,000万円近い赤字という見方。それは、当然中身もありますから特調なんか減額されると、いろんな要因がありますから、それひっくるめて実際的にはそういう見方ということでありまして。

先ほど私は一般会計のときに、いわゆる財政調整基金の状況聞きましたが、周防大島町の財政力として、周防大島町の財政状況として、例えば今回の繰り入れ部分、財政調整基金を取り崩して繰り入れる。その額に5,000万円ほど上積みすれば、結果的には引き上げは必要ないというのは明らかじゃないか。この客観性については、どのように認識しとるんか聞いておきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、広田議員さんからお話がありましたように、今回の補正予算で税率改正をしなければ、当然1億5,000万円ほどが繰り入れになるということになるのは当然のことでございます。要するに、その税率改正分で5,000万円のアップが図られ、そしてそれ

にもかかわらず1億3,900万円の一般会計の繰り入れをやっとるわけですから、この5,000万円分をこの1億3,900万円に乘せれば税率改正は必要ないということでございますが。

財政調整基金が以前よりは若干積み上げております。しかしながら、その財政調整基金が少し積み上がったからといって、それをもってこの国保の会計の一般会計の繰り入れにどんどん持っていくというのはどうでしょうか。県内の医療費の1人当たりの額と1人当たりの税額とを見比べましたら、医療費のほうは県内では非常に高いほうにおります。税額のほうは一番低いほうの部類におります。それらからいたしますと、特別会計の性格からいたしましても健全な特別会計の財政運営というのは必要であろうと思います。しかしながら、今回税率改正を行ったとしても5,000万円の、税収でいえば増収にしかありません。そういたしますと、極端に言えば今議員がおっしゃったように1億3,900万円プラス5,000万円の税率改正というのは非常に困難であるということからして、余りにも影響が太いということで今回は一般会計からの繰り入れを行ったということでございますので、それを反対にとってもらっては非常に困る(笑声)というふうに思っているところでございますので、ぜひとも御理解を賜りたい。

ただ、私たちも考えまして、県下では税率、税額は低いほうにあるわけですが、しかしながらそれを一度にアップすることは難しいということでこのようなことになりましたが、本来でいえばやはり国保会計は国保税で賄うというのが本来の姿であろうと思います。

それともう1点、今国の、どういいますか、負担分が少なくなっておるということにつきましては、私たちも毎年の全国町村会の後行われます国保の大会とかで、十分国のほうには支援を申し出ておるわけでございます。また、議会のほうも全国議長会の大会などでは、大変な大きな意見として国のほうには申し入れておるわけでございますが、何といたしましても国全体の中での、今議論されておりますが、社会保障等全体の問題で議論しなければならない問題だと思っております。それまでは、いずれにいたしましても健全な国保財政を堅持するということは必要だと思っておりますので、その前段として、今回は1億3,900万円の一般会計からの繰り入れを行ったというふうなことでございますので、御理解をいただけたらと思っております。

議長(荒川 政義君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) 今回の国民健康保険会計、いわゆる条例の国民健康保険税の引き上げ案について、私は反対の立場から討論したいというふうに思います。

先ほど椎木町長も言われましたように、実際的に私もいつも言っていることなんです、今の

国保会計は異常な状況にあるというのが私の認識です。といいますのが、この国保会計そのものが国の施策の中で実はパンクの状況にある。これは、全国の地方自治体の状況です。といいますのは、いつも言っているんですが、やっぱり一定の医療費の負担割合をもとに近づけるという方向を模索しないと地方自治体の国保会計はパンクすると。

もう一つのやり方として、大きくなればということで今統一国保いわゆる県単一の国保も議論されよります。しかし、それも結局は小手先に過ぎない。

かつて後期高齢者医療制度、これを広げたときに、いわゆる国保会計をいかにも実は切り離してよくするんだという言い方をしましたが、その内容とも全く違う内容だという点であることが、今に至っては明らかになったんじゃないかというふうに思います。後期高齢者医療会計も国保会計も少しはよくするという言い方をしながら後期高齢者医療制度を導入したが、結果的には国保のいわゆる助けにはなっていないというふうに考えております。

私が、なぜいつも任意の繰り上げをふやすように求めるかという立場は、やっぱり国保というのは、この制度は命、健康にかかわる課題なんだという点を再度明らかにしたいというふうに思います。といいますのが、この制度の特徴は、低所得者そして仕事がない人、年金生活者、それらが加入するこの国保会計であり制度なんです。

そこで、確かに今回言われるように前回並みの引き上げ、例えば世帯当たり2万円、1人当たり1万円、平均で、そういう値上げには至らないものの、皆さん方が出した資料見ると、ランクによっては3万6,000円ぐらいの、ランクによって、すぐ言いとうなるかもわかりませんが、ランクによっては実際的には3万円を超える引き上げ。ランク分けて議員の皆さん出ておりますので、再度見ていただきたいと思うんですが、確かに、ランク分けて見たら客観的にはそういう状況もあるということは事実なんです。

もう一つ考えていただきたいのは、実際的に周防大島町は医療費総額は多いんだけど税のほうは低いほうに位置するということが言われます。町もたびたび言います。しかし、実際的に考えてみたら、高齢化した町で医療費が県内で多いのは仕方がない、客観的な状況じゃないかというふうに私はとらえております。全部が全部国保会計ではないと、加入者ではないという論法もあります。しかし、結局は、皆将来会社を退職したり、そして仕事がなくなったりしたら最後のとりでがこの国民健康保険制度であり会計なんだと。そういう立場に立てば、今回、先ほど町長のほう笑っておりましたが、もう一つの繰り入れもやっぱりもう少し考えてもええんじゃないかちゅう制度の仕組みと町の流れ、そして一般会計の基金の状況、これを踏まえてしていただきたいかったという点を明らかにして、反対討論としたいと思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありますか。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 6 号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。午後 1 時から再開をいたします。

午前11時55分休憩

.....
午後 1 時00分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 5 . 議案第 7 号

日程第 1 6 . 議案第 8 号

日程第 1 7 . 議案第 9 号

議長（荒川 政義君） 日程第 1 5、議案第 7 号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について、日程第 1 6、議案第 8 号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について及び日程第 1 7、議案第 9 号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についての 3 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは議案第 7 号から議案第 9 号につきましては関連がありますので、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第 7 号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正についてでございます。

本条例第 1 3 条に定めます責任技術者認定試験は、排水設備工事責任技術者として必要な知識及び技能について、日本下水道協会山口県支部長が行う認定試験であります。今回「日本下水道協会山口県支部」から「山口県下水道協会」へ名称が変更されたことにより、改正するものであります。

名称変更の理由であります。公益法人改革により協会本部の定款に定められている支部法人は、本部法人の一部とされ連結対象となることから本部定款より削除し、支部は協会本部から完全に分離独立した地方組織として、事業実施、会計処理を行っていくものであります。

新旧対照表をごらんください。第 1 3 条第 1 項中「日本下水道協会山口県支部長」（以下「支

部長」という。)を「山口県下水道協会長」(以下「協会長」という。)に、また第14条中「支部長」を「協会長」に改正するものであります。

次に、議案第8号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてでございます。

改正理由につきましては、先ほどの議案第7号で説明いたしましたことと同様でございます。

新旧対照表をごらんください。第16条第1項中「日本下水道協会山口県支部長」(以下「支部長」という。)を「山口県下水道協会長」(以下「協会長」という。)に、また第17条中「支部長」を「協会長」に改正するものであります。

続いて、議案第9号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてでございます。

内容につきましては、先ほどの議案第7号で説明いたしましたことと同様でございます。

新旧対照表をごらんください。第16条第1項中「日本下水道協会山口県支部長」(以下「支部長」という。)を「山口県下水道協会長」(以下「協会長」という。)に、また第17条中「支部長」を「協会長」に改正するものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これから質議に入ります。

議案第7号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について、質議はございませんか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) 1点だけ聞いておきます。先ほど補足説明でありましたが、今回のいわゆる支部長から協会長のほうに移行するということではありますが、実際的に連結決算が困るからという内容だけでの組織変更ということにとらえてよいのかどうかどうなのかがちょっとわかりにくいので、聞いときたいというふうに思います。

議長(荒川 政義君) 松井環境生活部長。

環境生活部長(松井 秀文君) 協会本部のほうから依頼があったんですが、協会本部、日本下水道協会の本部の定款に定められている支部という条項をすべて取り除くということで、支部のほうはまたその支部、下水道協会っていう名前を使えないということから今回名称が変わったということです。

その本部の定款の中には支部を定めていない場合は、本部法人の名称を名乗ることができないというような定款がありますものですから、その辺で本部名称から支部、その日本下水道協会という名称を削除したことから、支部はその「日本下水道協会」という名称を変えて「山口県下水道協会」に改めたものです。

以上です。

議長（荒川 政義君） 木原上下水道課長。

上下水道課長（木原 毅君） 今、広田議員さんの質問に対してですが、従来から各本部だけでなく山口県の支部でも、事業それから決算についても独自にやっておったんですが、今回の法人改革によって定款に定められておる場合には連結になりますよと、ですから今までどおりに各支部で事業も推進をしていくし、決算も今までどおりしていくということです。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第8号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第9号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから採決を行います。起立による採決を行います。議案第7号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決を行います。起立による採決を行います。議案第8号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決を行います。起立による採決を行います。議案第 9 号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 . 議案第 10 号

議長（荒川 政義君） 日程第 18、議案第 10 号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 10 号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、補足説明をいたします。

主な改正内容につきましては、第 4 条第 1 項は入居者の公募の方法について規定したものが、町ホームページを追加しようとするものであります。

第 17 条第 3 項は、月途中の入退居時の家賃の日割り計算について規定したのですが、この日割り計算の端数処理は条例に明文規定がないため、従前より公営住宅法施行令の規定を準用して 100 円未満の端数を切り捨てる処理をしており、条例に明文規定を追加しようとするものであります。

第 56 条の追加は、町営住宅用地の一部を駐車場等に使用させるため、敷地の目的外使用の許可規定を追加しようとするものであります。なお、使用許可申請書等については、規則で定めるものであります。

別表は設置している町営住宅等の名称及び設置場所等について規定したのですが、「長崎西住宅」を追加しようとするものであります。「長崎西住宅」は旧東和町において、平成 13 年 7 月 13 日に岡田達男氏より寄附を受けた 1 戸建て住宅で、普通財産の一般住宅として平成 14 年 7 月 26 日から町民に貸与していた物件ですが、本年 3 月末で退去したことにより退去検査したところ、建物はまだよい状態でありまして町営住宅として活用できることから、このたび「長崎西住宅」として町営住宅等に追加しようとするものであります。

この追加により、町営住宅等の総管理戸数は 696 戸となります。この住宅の入居者募集は 8 月の定期公募を予定しております。

その他の改正として、第 5 条は公募の例外について、第 6 条は入居者資格について、第 7 条第

2項は入居者資格の特例について、第11条第4項は入居手続きの取り消しについて、第17条第1項は家賃の発生時期について、第17条第2項は家賃の納付時期について、第34条は収入超過者に対する住宅のあっせんについて、第41条は住宅の明渡し請求について規定したのですが、それぞれ文言または引用条項の修正整備をしようとするものであります。

なお、この文言または引用条項の修正整備は条文の不備を補うものであり、それぞれ従前の取り扱いを変更するものではありません。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19・議案第11号

議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第11号周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第11号周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について、補足説明をいたします。

主な改正内容につきましては、第4条第1項は入居者の公募の方法について規定したのですが、町ホームページを追加しようとするものであります。

第15条第3項は、月途中の入退居時の家賃の日割り計算について規定したのですが、この日割り計算の端数処理は条例に明文規定がないため、従前より公営住宅法施行令の規定を準用して100円未満の端数を切り捨てる処理をしており、条例に明文規定を追加しようとするものであります。

その他の改正として、第6条は入居者資格について、第11条第1項は入居の手続について、第15条第1項は家賃の発生時期について、第15条第2項は家賃の納付時期について、第17条第2項は家賃の減額について、第19条第2項は入居者負担額について、第22条第2項は還付する敷金から控除するものについて規定したのですが、それぞれ文言または引用条項の修正整備をしようとするものであります。

なお、この文言または引用条項の修正整備は条文の不備を補うものであり、それぞれ従前の取り扱いを変更するものではありません。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20．議案第12号

日程第21．議案第13号

議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第12号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてと日程第21、議案第13号周防大島町立病院及び出張診療所条例の一部改正についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第12号の周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、並びに議案第13号の周防大島町立病院及び出張診療所条例の一部改正について、一括して補足説明をいたします。

お手元の議案つづりの43ページから47ページをごらんください。

現在、周防大島町立東和病院伊保田出張診療所並びに周防大島町立東和病院和田出張診療所は、

周防大島町立東和病院の医師不足のため、平成22年4月より休止中でございます。この間、医師の充足を第一に山口大学や全国自治体病院協議会等をお願いしてまいりましたが、現時点では医師不足を補うほどの医師確保はできておらず、再開は難しい状況です。

医療法では、1年以上休止が続く場合には廃止しなくてはならないため、議案第12号の周防大島町病院等事業の設置等に関する条例中、2出張診療所の項を条例から削除し、議案第13号の周防大島町立病院及び出張診療所条例の一部改正については、条例名を「周防大島町立病院及び出張診療所条例」から「周防大島町立病院条例」に改め、第1条中「及び出張診療所」を削り、第2条中並びに第6条中の2出張診療所の項及び部を条例から削除するものであります。

なお、従前より医師が充足すれば速やかに再開する旨お約束しておりますので、今後も医師充足を図っていき、また再開できるように努力してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第12号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 1年前から実際的には休止の取り扱いということで行ってきたと、そういう中でいわゆる1年間たったので廃止のに移行するというのが議案ですが、実際に22年いわゆる休止の取り扱いのときに、きちっと住民の皆さんの御理解を得るための努力、具体的にされたのかどうなのか聞いちょきたいというふうに思います。

それとあわせて、旧施設から当然いわゆる運用上は従来やっている部分に、無料バスの運営区間を拡げるという格好もあるかと思いますが、その対応含めてこの間の流れ、これを御報告いただきたいというふうに思います。

今、企業管理者のほうが実際的にいったん廃止の手続をしても、もう一度医師の充足ができたときはまた解消、いわゆる運営することが可能なんだということですが、そういう方向性も当然医師がそろったときには当然やるという方向でいくんだということ、ええかどうか改めて検討したいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 藤田企業局総務課長。

公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） 昨年の4月から休止するに当たって、住民への説明会をというふうにお尋ねだったと思いますけれど、平成21年の12月16日に直接、伊保田、油宇地区の住民と、同日、和田地区の住民に説明をして、平成22年3月の広報に当分の間休止しますという報告はしております。で、住民から速やかに医師が充足すれば再開してほしいという要望は受けております。

その間、その休止後、1日約6名程度患者さんがいらっしゃいましたけれど、現在のところでは病院の無料送迎バスを運行しております関係上、伊保田地区も和田地区もそれほど混乱はないように思っております。

議長（荒川 政義君） 石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 医師がそろい次第再開するということは、住民の説明会のときにも約束しておりますので、医師充足すれば再開いたします。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号周防大島町立病院及び出張診療所条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。議案第12号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから採決を行います。起立による採決を行います。議案第12号周防大島町立病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第13号周防大島町立病院及び出張診療所条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第14号

議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第14号町道路線の変更について（大道第3支線）を議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第14号町道路線の変更（大道第3支線）について、補足説明をいたします。

本案の町道大道第3支線の路線の変更につきましては、現在行き止まりとなっている終点側を110メートル延長し、既存町道の中ノ木黒岩線に接続するものでございます。防災時にも重要な避難道路となるため、路線の変更をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号町道路線の変更について（大道第3支線）を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23・議案第15号

議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第15号町道路線の変更について（上浜線）を議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第15号町道路線の変更（上浜線）について、補足説明をいたします。

本案の町道上浜線の路線の変更につきましては、路線認定時には終点側を既存町道に接続しておりましたが、33メートル延長することにより県道大島環状線に接続可能となり、より効果的な路線となるため路線の変更をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に延長するとなると、交差点協議等必要になってくるとい

うふうに思います。実際そういう取り組みもきちっとやれるのかどうなのか含めて、便利になるが危険度も増すという相反する部分がありますので、確認しておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） 交差点の部分につきましては、協議はもう既に済んでおります。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） いや、实际的にいわゆる地元から声があるのは、あの部分がいわゆる県道につうと出ると、实际的に横からも来るという格好で、信号含めて協議したらどうかっちゅう意見も、実際信号機の設置含めて協議せんと、もうあの地域が交差点協議が済んだっちゅうことになると、そういう協議ももうできなくなるんじゃないかというふうに思うんで、この際いわゆる延長するときに、改めてそれを含めて实际的な協議というのも必要じゃないかと思うんで、その辺の交差点協議を聞いちょきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） 今、私が申しましたのは道路と県道とのつりつけの交差点部分で、信号機につきましては公安委員会等とも協議をしながら進めていきたいと思えます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第15号町道路線の変更について（上浜線）を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第24・議案第16号

議長（荒川 政義君） 日程第24、議案第16号周防大島町立日良居保育所の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第16号周防大島町立日良居保育所の指定管理者の指定について、補足説明をいたします。

本案は地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、周防大島町立日良居保育所の指定管

理者を指定するものでございます。

日良居保育所の指定管理者制度への移行につきましては、平成23年3月の定例議会で行政報告を行い、これまでの選定経緯や非公募の理由等について御説明してきたところでありますが、今回の議案上程に併せ、再度、白鳥会を指定管理者として指定する理由等について御説明させていただきます。

まず、非公募による指定管理候補者の選定理由につきましては、日良居保育所は指定管理候補者の所有する土地に設置されており、今回の指定管理者制度の導入に当たっては、指定管理者がその土地や施設を一体的に管理することで効率的な運営が可能となり、経費の節減が図られると判断したものであります。

また、民間の柔軟性や迅速性を生かし、町立保育所では実施できなかった延長保育等の特別保育事業の推進や送迎を行うことなど、これまでよりも質の高い保育サービスを安定的に提供するとともに、指定管理により軽減された経費を充当することで、さらなる子育て支援の充実につながるものと判断しているものでございます。

また、他の私立保育所と同様に、地元の公益法人等を活用することが保育所運営において望ましい姿であることなどにかんがみ、白鳥会を指定管理候補者として選定し、周防大島町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定により協議を重ね、指定申請書、事業計画書、収支計画書等必要書類の提出を求め審査した結果、日良居保育所の設置目的を効果的に達成できると判断し、このたび指定管理候補者として議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間としております。

また、白鳥会からは指定管理者の指定の御議決を賜りましたならば、NPO法人化を行い、経営の安定を目指したいとの事業計画書が提出されておりますので申し添えます。

以上が日良居保育所の指定管理者の指定議案の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私の場合は、実際的に保育の現場まで指定管理方式が正しくないという立場を基本的に持っております。それで、町長が説明されたもっと民間活力の導入で、より豊かな運営形態がとれるとも思うておらない立場であります。

その中で今回実際的に指定管理にすることですが、いわゆる事業計画書たるものが提出されたり、資金計画書なりが提出されたりというふうに思われますが、全体として運営ですよね、運営形態等についてどのような方向を打ち出されておるのかということがまず1点です。

それとやっぱり現状の保育士さんの数と指定管理なったときの保育士さんの数、これがどういふふうに事業計画に位置づけられているのか、その辺も含めて実際的には計画書等をやっぱり議事に率直に報告していただきたいというふうに思います。それがやっぱり必要ではないかと、またトラブルが起こったときにどうするのかという部分がありますし、運営が非常に厳しい場合もあるというふうに見られます。

とにかく民間活力で何でもやってもええっちゃうほど、私はそういう方向ほどちょっと落とし穴があるんじゃないかっちゃう立場です。ぜひ、出された計画書に沿ってやっぱり答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） まず最初に事業者からの申請の経費等のことだろうと思いますが、一応収支で支出のほうの経費といたしまして、人件費主なものでございます。それから光熱水費、それから賄材料費、そして需用費です。また、役務費とか事業の運営費とか募集活動費、そういったもので提出をされております。

で、職員の数でございます。原則として、今、町が行っております保育士の数を引き継いでいただくという考え方でございます。所長さんが1名、それから主任保育士が1名、クラス担当、3クラスございます。その3人ということ、あと調理員が1名ということでございます。

トラブル等が発生した場合どうするかということになるかと思えますけど、これは今後御議決をいただきましたならば、協定書等を取り交わして、トラブル対応、町と指定管理者と保護者といったことで対応していきたいというように思っております。

非常に運営厳しいんですが、国の基準によりましての指定管理料ということが決まっておりますので、そういったことで対応していきたいというように思っております。

以上であります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから起立による採決を行います。議案第16号周防大島町立日良居保育所の指定管理者の指定について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25・議案第17号

議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第17号動産の買入れについて（平成22年度図書館情報総合システム）を議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第17号物品の買入れ（平成22年度図書館情報総合システム）につきまして、補足説明をいたします。

このたびの物品の買入れは、町内4図書館の情報総合システムの更新と機能強化を目的として、整備するものでございます。

内容といたしましては、図書館情報総合システム用サーバー、端末等のハードウェアの更新及び新システムの構築をするものであります。

機能強化といたしましては、インターネット上で書籍情報の閲覧と予約が可能になるWeb-OPACサービスを導入するものでございます。このことにより県内図書館すべての横断検索が可能となります。

合併当初に導入した図書館情報総合システムであります。初期の導入及び保守管理業者によりソフトの切りかえ、システムの更新を安全かつ安価に構築しようとするものであります。

したがって、本案は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約により、下松市のソラン西日本株式会社周南営業所と消費税を加えた1,890万円で契約を締結しようとするものであります。

参考までに納期は、契約の日の翌日から平成23年9月30日までとしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず、契約の方法で随意契約ということですが、随意契約を行う場合はいわゆる有利な契約になることとか、より有利な契約ですよね、ということになるとか、枠が少ないことというふうに私は判断しております。

それで、ここで随意契約した部分、さっき条文で言われたから私も聞き漏れましたが実際的な有利な条件に当てはまるのかどうなのかで、ちょっと質疑をしておきたいというふうに思います。

それと今後ソフトのいわゆる補修等について、また有利だということが言われましたが、根拠的なものも含めて報告を求めたい、答弁を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） 随意契約で有利な契約になるのではないかとございます。先ほどの補足説明にもございましたように、この平成16年、合併当初にこの図書館システムをやっております。で、そのときにこの会社が導入し、なおかつこの6年ばかりですか、保守契約を結んでずっと契約してまいりました。

で、この間大変膨大な資料、蔵書データいろいろないわゆる借りる方の膨大なデータがございます。それを今回サーバー自体が保守契約といいますが、もう更新時期になりましたんで新しいサーバーにしたいと同時に先ほど説明にありましたように新システムに移行したいと、この膨大なデータをいわゆる安全に移しかえる、しかもスムーズに移しかえる、なおかつこの運用を停止せずに新システムに移行するという事になれば、やはりこの保守・導入に熟知している今回の業者ということで随意契約ということでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第17号動産の買入れについて（平成22年度図書館情報総合システム）を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は6月15日午前9時30分から開きます。

事務局長（村田 雅典君） 御起立願います。一同、礼。

午後1時43分散会